

平成30年3月22日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成30年3月22日(木)
午後2時00分
- 2 閉会の日時 平成30年3月22日(木)
午後3時04分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 森山 真
教育総務課長 藤田 一樹
次長兼学校教育課長 眞下 誠
学校教育課担当課長兼教育総務課 山田 珠美
学校教育課担当課長 土家 邦子
学校教育課総括指導主事 西山 直樹
学校給食センター所長 外賀 眞二
次長兼生涯学習課長 崎山 正人
中央公民館長 佐々木 和美
図書館中央館長 吉田 和彦
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第33号 原案どおり可決、承認

議第34号 原案どおり可決、承認

議第35号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 平成30年 第1回定例会 一般質問

ア 3月5日

(ア) 桐村 一彦 議員

「子どもを守る対策について」

○「子どもは宝」である。学校、家庭、地域などがどのように見守り育てていくかが問われている。市としてどのような対策をしているか。

環境に困難を抱える子どもは少なくない。学びの場においてもいじめや不審者から子どもを守る取り組みが求められている。こうした中、子どもの心を育むプロジェクトやいじめ防止講演会、ネットトラブルストップ講座等を実施し、社会総かけで子どもを守る啓発を進めている。

また、子どもたちが日々安全に登下校できるよう、各小学校区に組織された見守りボランティアが、学校や地域と連携して防犯や事故防止活動を行い、安心して過ごせる環境整備に努めている。

○「貧困が子どもの育成に及ぼす影響が懸念されるが、福知山市の子どもの貧困の現状と対策の課題は。」

子ども貧困対策プロジェクト事業の中で実態把握に取り組んできた。ひとり親世帯の状況、児童虐待等のケースの状況などから「子どもの貧困」状況が見えてきており、喫緊に取り組むべき課題である。本市においては、子どもの貧困は、経済的な貧困にとどまらず、地域社会から孤立傾向があることから起こる課題や、保護者の生活力や養育力に課題があることも含めて、子どもの貧困と捉えている。子どもの貧困の要因は、複数の要因が影響しあっていることが多いため、その過程を多面的に捉え、支援機関が情報共有しながら支援する必要がある。また、子どもが義務教育終了後の自立期の支援についても取り組んでいく必要がある。教育や福祉の各分野の関係機関が課題を共有し、それぞれの役割を効果的に担う

ことができるよう情報と機能の連携を強化する仕組みを組織することが重要であり、平成30年度からは、子育てに関する相談窓口や施策を一元化し、支援の継続性を図る体制の整備を図る。教育分野においても、福祉機関や地域社会と連携・協働し子どもたちに支援が届き、豊かな成長を支える教育の充実を図ることとしている。

(イ) 藤田 守 議員

「子育て対策の課題と対策」

○「就学前教育の充実を進め、保育園・幼稚園・小学校等との連携の充実の取り組みは？」

保育園や幼稚園に小学校教員が体育の指導に行ったり、学校の授業時間に慣れるよう適度な時間を区切って活動をさせたり、小学校入学の準備を進めている。小学校では、就学前教育とのつながりを意識した円滑な接続のため、保育園や幼稚園と体験入学や給食試食会などの定期的な交流を持つとともに、丁寧な引き継ぎを行っている。

小学校入学時など、校種のつなぎ目における課題解決をさらに進めるために、平成30年度には新たに学力向上定着事業として、中学校ブロックごとに保育園・幼稚園・小中学校が連携を強化する取り組みを推進してまいりたい。

○子育て対策の課題とその対策

不登校・いじめの現状と相談支援の課題はどのような状況か。

○経済的理由などにより学外教育の機会の少ない中学生への学びの支援と学力向上のために行われている地域未来塾の成果と展望はどうか。

(ウ) 紀氏 百合子 議員

「就学援助金について」

○就学援助制度は、生活保護の切り下げによってどんな影響を受けるか。

(対象外になる子どもの数は)

平成30年度の生活保護基準について、どの程度見直されるかについては、国より示されていないが、平成30年度就学援助については、4月からの年度がわりに切れ目のない支援をするために、既に受給の継続申請を始めている。

平成30年度就学援助認定基準の基礎となる生活保護基準については、現在示されている平成29年度の基準を適用することとしている。よって、今回の生活保護基準の見直しの影響は、平成30年度就学援助には影響ない。

○就学前（就学準備期）に就学援助金を支給することについて、ランドセルをはじめ制服や学用品など就学に必要なものを取りそろえるには、小学校、中学校でそれぞれどれくらいのお金が必要か。

小中学校ともに5万円程度必要である。

○就学援助の基準、生活保護の1.5倍から1.3倍への引き下げと生活保護基準の切り下げで、どれくらいの児童が制度から排除されるか。

基準の見直しにより、小中学校合わせて約100名程度、援助対象者の8%程度が就学支援の対象からはずれる見込みである。

○なぜ就学援助基準を引き下げるのか。

かねてより認定基準の適正な水準について検討してきた。昨年の公開事業検証では、他の自治体との比較をした上で、所得基準の再検討をし、持続性のある制度にすべきではないかということで、全委員が実施方法の見直しが妥当との検証意見を受けた。

これをうけ、全国的な状況、近隣自治体の状況、全国的な相対的貧困率の12年ぶりの改善等、さまざまな要素を考慮し、再検討をした。

そして、持続可能なかたちでの就学援助として全国で最も多く適用されている生活保護基準の1.3倍に見直すこととした。

なお、今回の基準見直しにより減額となる予算は、本市の教育課題である児童生徒の学力向上のための予算や経済的に不安定な世帯等への相談体制を充実させる予算にあてることとしている。

○生活保護基準の1.5倍とは、ひとり親で中学入学予定の場合、年収はどれくらいか。

本市では4人世帯をモデルケースとして平均一般生活費を歳出し、その金額を基礎として、世帯人数ごとの基準額を決定している。

質問の世帯が二人世帯として、賃貸住宅に居住しているとする、給与所得控除後の所得が266万3,000円以下とし、世帯の収入が給与のみであれば、年収が約400万円以下であれば就学援助の対象世帯となる。

○生活保護基準の見直しと就学援助の対象となる基準と二重の引き下げによって、就学準備が困難になる家庭もあるのではないか。

平成30年度の生活保護基準の見直しは明らかではないが、少なくとも平成30年度の就学援助には影響がなく、就学準備が困難になる家庭はないと考えている。

○なぜ引き下げるのか。

先ほど答弁したとおり、全国的な給付基準や近隣市の状況、また、昨年発表された子どもの相対的貧困率の改善等を踏まえ検討した結果、新たな基準により、支援を必要とする世帯に、適正な支援ができると判断したためである。

○市の基準の引き下げを取りやめ、国による生活保護基準が引き下げられた場合は、救済措置を講ずるべきではないか。

生活保護基準の見直しは、平成30年度の就学援助には影響がなく、救済措置を講ずることは考えていない。

今回、要準保護基準を見直すが、見直し後の基準でも、生活保護で規定する要保護者に準ずる程度に困窮している世帯への支援は適切にできる基準と考えている。

○就学援助金を就学前（就学準備期）に支給することについては検討されたか。

その検討結果は。

前倒し支給は、中丹地区3市で足並みをそろえたいと考えており、2市とは情報共有している。就学前での支給となるため、対象者の把握方法や支給方法等調整しなければならないことがあるが、平成31年度の入学者からの適用をめざし検討を進めている。

イ 3月6日

(ア) 森下 賢司 議員

「ふるさとの誇りとなる文化財や文化資料などの生かし方への基本的な考え方を問う」

○本市にある文化財や文化資料は、市民にとってどのような存在であるか、御所見を伺う。

文化財・文化資料は福知山市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、市民がふるさとを大切に思い、誇りに思う心を育むために重要な役割を果たすものと考えている。

市内各地にはそれぞれの歩みがあり、身近にある文化財・文化資料はそれぞれの地域の歴史を物語る重要な資料として適切に保存し、活用すべきものであると認識している。

○現在、新町文化センターや三段池体育館にある文化財・文化資料などの保管や展示の仕方はどのようになっているか。

平成29年度から三和町にある旧東部保健福祉センターを文化資料の収蔵庫として運営している。

この施設では民俗資料を主とする文化資料の一括保管管理を行う取り組みを進め

ており、現在、新町文化センターをはじめ、市内各所に分散して保管している資料の集約を図っているところである。

丹波生活衣館や治水記念館、日本の鬼の交流博物館などでは、見て触れることのできる展示を行い、資料の保管を行っている。

展示品以外の公開可能な収蔵資料についても、申し出があれば専門職員が立ち会いのもと、見学していただけるようにしている。

○収蔵目録や保管リストはきちんと整備され管理されているか。

収蔵している文化資料については、種類ごとに分類し、収蔵目録の作成をし、この目録のもと資料の管理と把握をしている。

また、これらの収蔵目録は市民からの見学希望やレファレンス対応を行う場合にも使用するなど、資料の利活用にも役立てている。

○貴重な文化資料を一堂に集めて市民の誰もが鑑賞できるようにする考えは。

民俗資料を主とする文化資料を専用に展示できる施設の開設は、運営や維持管理に相当な費用が見込まれ難しい。

現在、丹波生活衣館や治水記念館などの施設において、常設展や企画展で収蔵している民俗資料や文化資料の活用を図っている。

また、広報ふくちやまで民俗資料などの収蔵資料の紹介を行ったり、図書館中央館で出前展示を行ったりするなど、市民が身近に歴史や文化を感じ、関心を寄せていただく取り組みも行っている。

○子どもにふるさとのよさを教えるために文化資料を活用した教育の展開への考えは。

市内の小学校では、3年生で昔の暮らしを学ぶ学習をし、児童が丹波生活衣館や治水記念館、夜久野町化石郷土資料館などの見学をし、昔の暮らしや歴史を学んでいる。

平成30年度においては、市内の小学校の児童が福知山城や美術館への教職員に引率されて学習のために入館する場合、入館料の支援を行うよう計画しており、文化資料を活用した学習機会をさらに展開できるものと考えている。

また、破損の恐れがないと思われる鋤、千羽こき、ランプなどをはじめとする民俗資料については学習教材として小学校に貸し出しを行い、実物を見て触れて理解する教育の実践に役立てている。

今後も地域の歴史を知る教育の一環として、資料の見学や閲覧、そして貸し出しの対応を行い、子どもたちにふるさとの歴史や文化を伝え続けたいと考えている。

3月の定例会で教育委員会関係の質問があり、桐村一彦議員から「子どもを守る対策について」ということで、貧困の問題等にかかわっての対策や課題はといった質問がありました。

答弁の内容については、また後で御覧いただくということでお願いします。

藤田守議員からは「子育て対策の課題と対策」ということで、保・幼・小の連携の充実等についての質問がありました。

紀氏百合子議員からは「就学援助金について」生活保護基準の1.5倍から1.3倍に見直すことについての質問がありました。

森下賢司議員からは、文化財や文化資料の保管、保存等についての質問がありました。

予算審査委員会、総括質疑等が2日間あり、若干の質問がありましたが、後半の総括質疑については、教育委員会関係の質問はなしという状況で年度末を迎えています。

(2)「教職員の働き方改革実行計画」の策定について(別紙)

京都府教育委員会から、概要として、教育長名で策定ということで連絡がありまし

た。ひとつひとつ触れられないわけですが、結局、公立学校教員の勤務実態調査の集計結果によりますと、過労死ラインの月80時間以上の残業をしている教員が相当多いということで、教員の長時間勤務の是正が一刻の猶予も許されない深刻な状況にあることから、教職員の働き方改革実行計画が3月6日に策定されたということで、届いております。

まず「はじめに」に3点ありますが、2点目の「過労死ライン以上残業している教員は全国と比較して多く、長時間勤務の是正は一刻の猶予も許されない深刻な状況」であるということです。

「取組方針」については、8点ありますが「1 学校運営・指導体制の充実・強化」ということで、年度当初の人事異動にも、若干入っているわけですが、英語教育の推進教員や、主幹教諭、共同学校事務室のあたりの年度末の動きや来年度に向けての動き等が出てくると思います。

「2 専門スタッフの配置等の促進」については、スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの配置等について、市立学校においても、本年度とそう変わりはありませんが、特にまなび・生活アドバイザーの派遣については、3回を4回という数字にはなっておりますが、配置校等については変わりありません。

「3 部活動運営の適正化と教員の負担軽減」については、特に部活動関係について、京都府教育委員会で調査されたり、指針が出たり、スポーツ庁のガイドラインが今後、年度末に向けて出たり、福知山市の市立学校教職員の勤務実態に関する検討会議でも、スポーツ庁のガイドラインに即するような内容で、また、京都府の指針に沿った形で検討会議において、その方向でいくといった会議も持っております。

今後、地域や保護者への啓発、また、教職員や生徒への指導といったこともあわせて、並行してやっていかなければならない内容になるかと思えます。

そういうことで、週何回、何時間以内、また、長期休業中はどうするのかといったあたりについての具体的なやり方については、発信していく予定になっております。当然そこには協会や連盟とのそういった形での連携・協力・依頼等々が必要になってくると思います。

「4 学校業務の更なる改善の推進」については、教育委員会主体となった業務改善の取り組みということで、特に研修、調査、提出物等々についての精選や整理が今後、必要になってくると思います。

「5 学校組織マネジメント力の更なる向上」については、校長をトップにした管理職の学校組織マネジメント、また、学校組織マネジメントに関する研修等々、京都式チーム学校の推進にかかわっての実践研究も含め、これについては継続してやっていかなければならない部分だと思います。

「6 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進」については、特に学校における出退勤時刻の記録ということで、これについても教育委員会、学校の管理職については、教職員の勤務の実態を把握しなければならないという問題も発生しております。いかにその把握を、記録していくかという課題は、当然の問題としてありますので、それに向けて、福知山市教育委員会の予算についても要望し、認められた状態にはあります。今後、府立学校と同じような形になっていきますので、その情報等もいただきながら、具体化をしていく段階になっております。

ただ、夜間電話、勤務外の保護者や地域からの電話対応の問題等については、まだ不十分な点があるかと思えます。

教職員の意識改革についても、子どものためなら、自分が教員を目指してきたのだからという意識で、どうしても長時間勤務が日常化していくという、学校の先生ならではの文化がありますが、今は、課題として大きく浮かび上がっています。そういった教員側の意識改革の問題もあります。

「7 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進」については、保護者・地域・

P T A ・ 学 校 区 の 各 団 体 と の 連 携 、 協 働 、 依 頼 、 理 解 等 々 の 問 題 が た く さ ん あ る か と 思 い ま す 。 そ の あ た り を 発 信 し た り 、 お 話 を 聞 か せ て い た だ い た り と い う こ と が 、 さ ら に 必 要 に な っ て く る と 思 い ま す 。

「 8 数 値 目 標 の 設 定 に よ る 進 捗 管 理 」 に つ い て は 、 そ の 都 度 の 状 況 等 に つ い て 、 常 に 把 握 を し て お く こ と が 必 要 で あ る と 思 っ て い ま す 。

以 上 8 点 が 、 取 り 組 み 方 針 の 内 容 で す 。

続 いて 、 調 査 結 果 と し て 、 全 国 と 京 都 府 の 比 較 の グ ラ フ 等 が 載 っ て お り ま す が 、 京 都 府 の 教 員 は 、 全 国 に 比 べ て 非 常 に 長 時 間 勤 務 が 多 い と い う 総 合 的 な 結 果 に な っ て お り ま す の で 、 後 で 御 覧 い た だ け た ら と 思 い ま す 。

そ う い っ た こ と で の 実 行 計 画 が 策 定 さ れ た と い う も の が 届 い て お り ま す

(3) 福 知 山 市 立 図 書 館

「 子 ど も 読 書 活 動 優 秀 実 践 図 書 館 」 と し て 文 部 科 学 大 臣 表 彰 の 受 賞

表 彰 式 は 4 月 2 3 日 東 京 の オ リ ン ピ ッ ク 総 合 セ ン タ ー に て

福 知 山 市 立 図 書 館 が 「 子 ど も 読 書 活 動 優 秀 実 践 図 書 館 」 と い う こ と で 、 4 月 2 3 日 に 、 東 京 の オ リ ン ピ ッ ク 総 合 セ ン タ ー で 文 部 科 学 大 臣 表 彰 を 受 け る こ と に な り ま し た 。 こ れ は う れ し い ニ ュ ー ス で あ り ま す が 、 こ の よ う な 表 彰 が あ り ま す の で 、 御 報 告 さ せ て い た だ き ま す 。 た だ 、 中 身 に つ い て は 、 ま だ 解 禁 に な っ て お り ま せ ン 。 そ う い う 状 況 に あ る と い う こ と を お 知 ら せ さ せ て い た だ き ま す 。

以 上 3 点 報 告 し ま し た が 、 御 質 問 、 御 意 見 は あ り ま せ ン か 。

和 田 委 員 働 き 方 改 革 の こ と で 、 教 え て い た だ き た い の で す が 、 部 活 動 と い う の は 、 中 学 校 だ け で あ る と 先 入 観 を 持 っ て い た の で す が 、 私 が 調 べ た な か に は 、 小 学 校 で も 部 活 動 が 行 わ れ て お り 、 特 に 部 活 動 の 割 合 が 高 い の が 、 ど こ か と 京 都 市 、 京 都 府 で し た 。 京 都 市 で は 、 6 0 か ら 7 0 % ぐ ら い の 割 合 で 小 学 校 に お い て 部 活 動 が さ れ て い て 、 そ れ が 運 動 部 な の か 、 文 化 部 な の か 、 わ か り ま せ ン け れ ど も 、 そ の 次 を 見 ま し た ら 、 京 都 府 で 、 3 0 か ら 4 0 % ぐ ら い の 割 合 で し た が 、 福 知 山 市 の 小 学 校 で 部 活 動 と 言 わ れ る も の が あ る の で し ょ う か 。

端 野 教 育 長 市 立 小 学 校 で は 部 活 動 は あ り ま せ ン 。

森 山 理 事 ク ラ ブ 活 動 は あ り ま す が 、 毎 日 の 活 動 は し て お り ま せ ン 。

倉 橋 委 員 京 都 市 は 部 活 動 的 な も の 、 バ ス ケ ッ ト ボ ー ル な ど が あ る と 思 い ま す 。 協 会 が か ん だ よ う な 形 で 、 一 応 、 学 校 教 員 が 主 体 的 に や っ て い る と い う 形 を と っ て い る と 思 い ま す 。

森 山 理 事 働 き 方 改 革 の つ け 足 し で す け れ ど も 、 こ の 間 の 月 曜 日 に 、 福 知 山 市 の 教 職 員 の 勤 務 実 態 に か か わ る 検 討 会 を い た し ま し て 、 今 年 度 1 0 月 か ら 試 行 と い う こ と で 、 2 週 間 に 1 回 の 教 職 員 の 早 退 勤 デ ー と 2 週 間 に 1 回 、 中 学 校 の 部 活 動 の 土 日 の ど ち ら か を 休 む と し て お り ま し た が 、 来 年 度 か ら は 本 格 実 施 と い う こ と で 、 週 に 1 回 早 退 勤 デ ー を 実 施 す る 、 毎 週 土 日 の ど ち ら か と 平 日 の 1 日 を 含 め 、 2 日 、 部 活 動 を 休 む と い っ た 方 向 で 検 討 し て い ま す 。

端 野 教 育 長 い よ い よ 本 格 実 施 と い う こ と で 、 何 に し ま し て も 深 刻 な 状 況 に あ り ま す の で 、 こ の 際 、 勢 い に 乗 っ た 段 階 で 進 め て い く と い う こ と に な

ります。
他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第33号 (専決処分の承認について)

端野教育長 「専決第3号 議第141号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例」の制定に係る福知山市教育委員会の意見について」説明をお願いします。

藤田教育総務課長 ～資料に基づき説明～

「専決第3号 議第141号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例」の制定に係る福知山市教育委員会の意見について」について御説明いたします。

資料につきましては、会議案2ページから5ページまでとなります。本件につきましては、2月の定例会において、改正についての議決をいただき、協議会において、議会から本件について問い合わせがあるということをお説明していたところでございます。

概略的にいいますと、地教行法に文化とスポーツについては、市で条例を整備すれば、市長部局で実施できるという特例がございまして、平成23年4月1日施行として、福知山市では条例を制定し、文化とスポーツについては、市長部局で実施をしています。その条例のタイトルと本文に、地教行法第24条の2第1項を引用しておりましたが、地教行法が、平成27年に改正され、条ずれが起きておりますので、今回、整合をとる形での条例改正を市長から市議会に提案されております。

地教行法第23条に「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」とあります。条例改正案の提案権は市長にあり、その提案を受け、議長から教育長に照会文書が届き、教育長は、教育委員会の意見を議長に返さなければならないといったことを御説明させていただいたところです。

5ページを御覧ください。

平成30年2月23日付文書、23日は、議会に条例改正案が提案された本会議の日ですが、大谷議長から教育長へ、条例案に対する意見についての照会がありました。

照会を受けまして、4ページにあります平成30年2月26日付文書、教育長から大谷議長へ、下段にありますように「この条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理をしようとするものであり、異議はありません。」と意見を返しました。

このことにつきまして、専決処分をしましたので、報告させていただき、承認を求めるものです。よろしく申し上げます。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第33号について承認ということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第34号「福知山市学校運営協議会規則の全部を改正する規則の制定について（教育委員会規則）」説明をお願いします。

(2) 議第34号 (福知山市学校運営協議会規則の全部を改正する規則の制定について（教育委員会規則）)

眞下次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市学校運営協議会規則の全部を改正する規則の制定について（教育委員会規則）」について御説明いたします。

資料につきましては、会議案6ページから10ページまでとなります。

1月24日の定例教育委員会後に教育委員さんとの勉強会を開催させていただき、御説明したところではございますけれども、福知山市学校運営協議会規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき制定しています。

この地教行法が平成29年に改正となりまして、学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールの設置がこれまでは任意であったものが、努力義務という形になったところがございます。義務化に向けての将来的な布石であるという捉え方もしてございます。

本制度につきましては、学校と地域、保護者が目標を共有し、一体となって子どもたちを育む地域とともにある学校の実現に向けて進めていくものであり、地域や保護者の意見等、また要望を積極的に取り入れ、それぞれが主体的に学校運営に携わることで、達成感を味わうことができ、学校の活性化につながる有効な取り組みとして、国においては、積極的に設置を進めています。

法改正に伴い、本市においても制度の在り方、方向性について検討し、今後、学校統合が進む中で学校・地域の状況を踏まえ、本制度を活用し、地域と共に更なる学校の活性化につながると考えられる学校において、進めて行きたいと考えているところでございます。

本市には、平成22年12月に、美河小学校の学校運営協議会の指定を行う際に決めました「福知山市学校運営協議会規則」がありますけれども、現行規則につきましては、国の法改正に沿った内容となっておりませんので、地域とともにある学校運営のため、基本的な部分は残しつつ、必要な事項を追加し、福知山市としてより制度活用がしやすいよう、大きく内容を変更するものでございます。

そのため、この規則につきましては全部改正ということで、全面の見直しをするということでございます。

8ページを御覧ください。

主な機能としましては「学校運営に関する基本的な方針の承認」「学

校運営等に関する意見の申出」「学校運営等に関する評価」「住民の参画の促進等のための情報提供」ということで、8ページの新たな要綱に定めており、こういったことを中心に御意見を伺うという形で考えております。

主な改正内容ですけれども、1点目は、学校運営協議会の設置を努力義務化すること、2点目は、複数校で1つの協議会を設置することを可能とするということで、小学校と中学校、また、小学校と小学校、また、幼稚園を含めてという形も、状況によっては設置が可能であるということです。

3点目は、学校運営への必要な支援について、協議することを追加しております。

4点目は、協議会委員に、学校運営に資する活動を行うものを追加しております。

5点目は、協議会の協議結果に関する情報を、地域住民に積極的に提供することを努力義務化としてあげており、こういったところが主な改正理由でございます。

既に設置しております美河小学校については、引き続き平成30年度も4月から設置するというので、準備を進めております。あとの学校につきましては、状況等を鑑みながらできるところについては、考えていただくということで、各学校の状況をこれから判断してもらおう中で、設置していくかどうかについては、その時点で判断をするということでございます。

なお、本規則の施行期日につきましては、平成30年4月1日を予定しております。また、この協議会制度を使った学校におきましては、学校評議員の制度の委員さんもおられるわけでございますけれども、こちらについても、一緒に検討いただけるという形で、協議会の委員さんの選任は、省略する形で全校的に進められている状況がございますので、コミュニティスクールという形になった場合には、学校評議員の制度は、こちらのコミュニティスクールの学校協議会でしていただくような形を考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

地教行法第47条の5には、主な3つの役割があるのですが、1点目に基本方針を承認するとあります。承認しない場合もあるわけですが、このときの対応はどうなるのかということ。

また、学校運営について、教育委員会または、校長に意見を出すことができるといった文言ですが「意見を述べる」と「意見を出す」は、微妙なニュアンスの違いがあります。「出す」のほうが、学校の受けとめ方が、意見としていただき、それを反復して協議した結果、こうなりましたということの解釈ができるのではないかと思います。どちらを使ってよいのかわかりませんが、その辺はどのようにお考えで「述べる」という言葉になったのか、聞かせていただきたいと思っております。

眞下次長兼学校教育課長

地教行法第47条の5については、平成16年にこの制度が立ち上

がったときの条文でございまして、平成29年度の改正においては、第47条の6に変わっております。主に3つの機能を持つということで、1点目は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、2点目は「学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができること」、3点目は「教職員の任用に関して、教職員規則の定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること」となっております。

基本方針の承認ができるかどうかについて、承認を受けられないことがあるのではないかとということでありましたが、基本方針の承認にあたりましては、丁寧に説明をする中で、承認いただいた上でしていくということが、前提になってくるかと思えます。

この条項につきましては、従前より必須の状況でございましたので、そちらが認めていただかなければ、良好な関係でこの制度が運用できないこととなりますので、丁寧に説明をする中で、理解を得ていくような形になると思っております。そのような形で、3つの機能につきましては、一定制限をかけたりすることもありますけれども、書かれたような文言に沿って、丁寧に運用をしていきたいと考えております。

和田委員

教職員の任用についてですが、これは、何を意図して学校運営協議会の主な役割に入っているのか、よく理解できません。使い方によっては、学校方針や教育委員会の方針が曲げられるようなこととなりますので、提案していただいているのでよいとは思いますが、第47条に入っている意図とするものは何かを教えてください。

眞下次長兼学校教育課長

そのあたりにつきまして、詳しく認識をしていないところでございます。これまで、第47条で、任用に関する意見を述べるができるということでありましたが、今回の改正によった中で、若干、この任用に関する意見の柔軟化が、ひとつは言われております。これまでのやり方では、教職員の任命に関する意見を任命権者に申し出ることができるほか、特段の規定はないけれども、依然と抵抗感が強かったということで、福知山市においてもここまでの意見を求める必要がないのではないかとということで、わざとこの意見を求めることについて、任務の中から除外してきたわけでございます。こういったことで、今回、法の改正によりまして、どのような事項について、教職員の任命に関する意見の対象にするのかを教育委員会の規定で定めることとするということで、教育委員会が認めるか、認めないかによって、その部分については柔軟に対応したらよいということを言われておりますので、あえてその教職員の任用について、こんな先生が欲しい、あの先生は外すという意見が出ないような仕組みとしたいと考えております。

人事に関わります意見については、福知山市における運営協議会において、意見を出していただくことについての規定をしない運用をしてまいりたいと思っております。

和田委員

文部科学省の調査で、学校運営協議会の設置校で、一番問題だというアンケート結果には、管理職や教職員の勤務負担がふえるという

ことが61.2%出ています。これに伴い、先ほどの働き方改革もあるのですが、第13条「議事」に「協議会は、会長が開催日の7日前までに、議案を示して招集する。」とあります。具体的には、協議会開催日までの1週間で、会議に伴う資料をたくさん作成しなければならないと思うのですが、学校負担が多くなるのではと心配されるところです。まず、その辺の事務が、協議会ができるのなら、していただいたほうがよいと思いますし、大変だなと感想を持ちました。

眞下次長兼学校教育課長

確かにひとつの組織をするということになれば、学校も大変になりますし、また、そこで動いていただく委員さんについても負担になってくると思います。この学校運営協議会につきましては、15名以内を委員とする形になっておりますので、ひとつのものを立ち上げましたら、それなりの事務量が加わってくることは当然でございます。そこにつきましては、先ほど申しましたように、例えば、評議員の集まりをなくすことで、重複した部分を解消して取り組むことにより、少しでも学校負担を軽減していきたいという中で、得られる効果を最大限に使っていきたくて考えております。いかに教職員がゆとりを持って、働いてもらえるようにするかということについては、こちらも本当に喫緊の課題だと認識しておりますので、丁寧に対応していきたいと思っております。

端野教育長

他に御質問はありますか。

倉橋委員

つくることについては、特に内容的には大きな異議はないのですが、できた後の進捗管理といいますか、その辺が、私は非常に難しいと思います。絵に描いた餅になる可能性がゼロではないとも思いながら、質問させていただきませんが、これを徹底していく、あるいは定着させていくためには、方法論として、1校ずつ着実に出していく、逆に、すそ野を幅広く、多くつくり、動くところは力を入れていくといった方法があるかと思いますが、その辺はどのようにイメージをされていますか。

眞下次長兼学校教育課長

現在、美河小学校が1校でひとつの委員会を設置しております。例えば、今後の大江地域の状況から言いますと、3小学校がひとつになっていく状況がありますし、また、それが小中一貫校になるのか、そのあたりについては、正確には言えないところでございます。そういったことになりましたら、小学校と中学校がひとつの組織として、現時点で言いますと4校がひとつの組織としてあるのではなく、その4つを1つにまとめた形の運営協議会でできないだろうかということについて考えておりますので、むやみやたらに林立をするような形については、好ましくないのではないかと考えております。シームレス学園を進めている中で、連携をとって進めていくこともありますので、そういった中では、ひとつの固まりを少し大きな形で見ていくほうが、より福知山市としては望ましい形になるのではないかと考えております。

ただ、これが必ずそうしなければならないということはなく、例えば今回、幼稚園も含め、幼稚園が単独ですということも、方法としてできるわけでございます。例えば、福知山市には3幼稚園ありますけれども、そのブロックとしての設置ということで考えていきますと、数はおのずと減っていきます。その中で、小学校についても、中学校についても、また、幼稚園があるところについては、幼稚園についても、意見を出していただける形で、地域ぐるみの関わりが出てくるのではないかと、期待していきたいと思っております。

端野教育長

先ほどの御質問の中で、任用の問題、意見を述べる、出すの問題、承認の問題、このあたりに関わっておりますが、結局は、規則第2条「協議会の目的」の「校長の権限と責任の下」に集約されていると思っております。ですから、承認されない場合、認められない場合は、どうするのかというところにつきましては、今後、校長の権限と責任の問題で、学校管理、学校運営等々については、校長が責任を持つということだと思っております。

この仕組み、制度の狙いにつきましても、第2条「協議会の目的」に全てがはまっているということです。

任用の問題については、解釈の仕方であると思っております。教育委員会が教員の任用云々といった中身と、学校運営協議会の中で、学校にはこういう先生が欲しい、こういう先生がおられたらよいといった部分の任用という表現があてはまるかどうかはわかりませんが、地域からそういった願い、望みを含めた中で、校長に助言をする意味での任用という表現であろうと思っておりますので、しないについては、先ほどの「校長の権限と責任の下」ということではないかと理解しております。

設置後の機能化の問題、学校運営協議会のイメージですが、私が一番強く思っているのは、桃映ブロックの人権教育総合推進地域事業が3年間で、本年度で終わるわけですが、地域をあげて、公私を問わず、ブロックをあげて効果のある学校を求めた取り組みが、この運営協議会の仕組み、ルール、中身に全てあてはまりますので、あの研究は、研究姿勢ではなしに、総合地域事業ということで、学校だけの取り組みではない、まさにあれが、そのとおりだろうと、イメージを持っています。

どの学校も、どのブロックも全部がこれにあてはめていくというものではないと思えますし、ふさわしい、またはそのブロックや学校が狙っているものは何なのかということがあれば、これに合わせてさらに進めるといった機能があれば、そこを指定していき、済めば切るということではないかとイメージを持っています。

他に御質問はありますか。

全委員

特になし。

端野教育長

議第34号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

(3) 議第35号 (福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

吉田図書館中央館長 について（教育委員会規則）
～資料に基づき説明～

「福知山市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（教育委員会規則）」について御説明いたします。

資料につきましては、会議案11ページから19ページまでとなります。

新旧対照表により御説明させていただきますので、14ページを御覧ください。

規則の改正理由ですが「いこいのへや」の廃止に伴う規定の改正その他としております。

まず、第2条ですが、図書館職員の関係の規定の整備を行っています。第1項、旧は、図書館に係を設置していますが、係長を置くとはなっておらず、その他の職員に含まれてしまっているため、教育委員会事務局など他の組織と同様に、新に記載のように、係長を置くとしています。

第2項は、他の組織と同様、必要に応じて、主任や主査を置くとしています。

第6項、第7項は、係長、主任及び主査の職務を規定しています。続きまして、第3条の2ですが、組織の規定の整備のため、新たに条をおこしています。係の設置の規定がなかったため、図書館の3つの係とその建制順を規定しています。

続きまして、第6条ですが、15ページにありますように、第7条の引用のための改正で、内容的には変更はありません。

第7条ですが、図書館の休館日の規定の整備を行っています。第1号の定めは、分館の休館日のこととなります。国民の祝日と休日は、分館のみ休みとしており、これは図書館の利用案内等でも周知しているところですが、旧では、規定の仕方が不適切であり、改正するものです。新と旧での違いは、例をあげますと、ゴールデンウィークでの振替休日で明らかとなります。分館では、日曜日が祝日の場合、その振替休日と、両方の日を休館日としています。しかしながら、国民の祝日に関する法律を見ていきますと、第3条の休日の規定で、第1項で「国民の祝日」は休日とする、とし、第2項で「国民の祝日」が日曜日にあたる時は、その日の後において、その日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする、と規定しています。日曜日が祝日の場合は、日曜日としての休みとなり、その振替の日が休日としての休みとなります。ここで、旧の第7条第1号を御覧いただきますと、祝日も記載しないと、日曜日が祝日の場合、休日ではないので休館でないこととなります。従いまして、新の第7条第1号のように「祝日及び休日」と規定しているところです。ふつう、振替休日は、図書館の休館日である月曜日であることが一般的ですので、祝日のみの規定ではどうか、ということも考えられますが、例えば、平成27年のゴールデンウィークは、5月3日の憲法記念日が日曜日であり、翌4日の月曜日がみどりの日の祝日、翌5日の火曜日はこどもの日の祝日、そして5月3日の憲法記念日の振替休日が6日の水曜日となっています。こうしたこともあり、新の第7条第1号のように「祝日及び休日」と規定する必要があるということになります。

続きまして、第7条第4号の蔵書点検の日の休館についてですが、

旧では、10日間を休館日とする規定になっております。過去、虫干し等もしたように聞いておりますので、そういう規定になっておりますが、現在は、休館日の月曜日も合わせて5日間で行っております。そのため、新で記載のように、10日以内でという規定としています。現在、蔵書点検は、自動化書庫のほうは出来ているということで点検せず、開架書庫のみとしています。自動化書庫がいっぱいになったとき、どうするかなどのこともあり、日数はそのまま10日とし、10日以内と規定しております。

続きまして、第9条の館内秩序保持の関係ですが、この部分が「いこいのへや」の関係となります。旧の第2号で所定の場所というのが「いこいのへや」でしたが、廃止となりましたので、その部分は削除し、食事はできないこととしております。

以上のとおり、市立図書館条例施行規則の改正について、御審議のほど、よろしく願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 所定の場所以外でというのは、食事は別ですけども、心を開いてといいますか、穏やかになるような場所というのは、全くなくなってしまったのですね。吹き抜けのスペースで、ジュースぐらいだけが飲めるということになるのですか。

吉田図書館中央館長 ジュースなどは、吹き抜けのスペースで、飲めることになっております。会話は、子どもの部屋ですが、おはなしの部屋でできます。飲食の部屋は、現在のところ、なくなってしまいましたので、いろんな御意見をいただいているところです。

和田委員 これまでの利用状況では、用途変更される部屋は、子どもさんを連れて、お母さんが入ってこられ、おやつや軽食を食べるといった光景が見られたのですか。

吉田図書館中央館長 そのとおりです。お弁当を持って来られる方もいらっしゃいますし、会話もできますので、自習といいますか、教え合いをしたり、打ち合わせをしたり、そういうことで使われるところもありました。ご意見がありましたように、お子さん連れでお弁当を持ってこられ、食べてから、また、図書館に行かれるという方も、利用されてきました。

和田委員 残念ですけど、仕方がないです。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第35号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告事項

(1) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.87 中丹合唱団シルクロード演奏会

No.88 第40回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会京都府予選福知山市ブロック予選会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。
それでは、次の報告事項について説明をお願いします。

(2) 福知山市立学校プール運営要綱の一部を改正する要綱の制定について（教育委員会告示）

藤田教育総務課長 ～資料に基づき説明～

資料につきましては、会議案29ページから32ページまでとなります。

会議案29ページを御覧ください。

本件につきましては、貴田教育総務課担当課長から御説明させていただく予定でしたが、急遽、庁内緊急会議が開催されまして、そちらに出席しておりますので、かわりに御説明いたします。

本年度末に、上六人部小学校と中六人部小学校が閉校の運びとなり、下六人部小学校に統合することから、閉校にまつわる地元との協議の中で、プールの運用について、一定の整理ができましたので、運営要綱の一部を改正させていただくものでございます。

内容につきましては、上六人部小学校と中六人部小学校のプールを閉鎖させていただくことになり、子どもたちの夏休みのプールの開放につきましては、地元協議の結果、監視員等々の負担が大きくなることもあり、下六人部小学校のプールで、夏休みの遊泳について実施するというものでございます。

プールの開放期間につきましては、スクールバスを配車し、スクールバスで送迎させていただくことで、統合としては整理できております。

プール運営要綱は、各小学校プールが、特に夏休み等の利用につい

て、地元のPTA、子ども会等に使用していただくための、運営の中身を定めた要綱です。その第2条に「設置」とあり、別表に学校プールの一覧表がありますが、その一覧表から、上六人部小学校プールと中六人部小学校プールを削除するものでございます。これにつきましては、要綱の一部改正でございますので、決裁等により、平成30年4月1日施行として改正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

端野教育長 このことについて御質問はありますか。

和田委員 閉鎖する2つのプールは、解体するしか仕方がない状態なのでしょうか。それとも、何かの活用が考えられるようなプールなのでしょうか。

藤田教育総務課長 それぞれ、かなりの年数が経過しておりますけれども、すぐに使用できなくなるというものではありません。しかしながら、水を張るにしても、費用もかかりますし、今後、跡地の活用につきましては、それぞれの地域で、お話が出てくるようでございます。その中で、プールとしての活用方法がまとまりましたら、その方向に基づいて活用していただくということでありましょうし、また、今後、活用しない、消防水利として水があったほうが安全、心強いという議論が、若干あると思いますが、消防水利だけのためにプールを置いておくというのも、ぐあいが悪いと思っておりますので、その点が整理できれば、後々、解体撤去という運びになるかもしれませんが、現在のところは未定でございます。

和田委員 要綱から削除するということは、教育財産から、普通財産に変わるということですか。

藤田教育総務課長 学校の施設としてのプール管理はいたしません。今後、地元がプール以外の何か違うことで、例えば、何かを養殖するなどありましたら、普通財産としてエントリーしていただくことになると思っております。

倉橋委員 当面の間は、水を張ったまま置いておくということですが、安全管理はどうなりますか。

藤田教育総務課長 消防水利の話が出るとは思いますが、地元の消防団との協議につきましては、現在進行形です。不慮の事故等がないようにしていかなければなりませんので、教育委員会としては、できるだけ早く水を抜きたいと思っております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次の報告事項をお願いします。

(3) 福知山市教育支援委員会に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について(教育委員会告示)

眞下次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

資料につきましては、会議案33ページから36ページまでとなります。

会議案33ページを御覧ください。

「福知山市教育支援委員会」は、平成28年3月までは「福知山市就学指導委員会」としてきたものです。

委員会設置の目的は、心身に障害のある幼児、児童生徒及び不就学児童生徒に対して、適切な就・修学を図るため、検査、診断結果による相談及び指導助言など相談に関すること、対象児の把握及び教育的措置指導等の就学に関すること、特別支援教育について教職員、保護者及び対象児家庭への啓発に関すること、特別支援学級卒業生の進路調査と指導等進路に関することを任務としております。

今回、改正いたしますのは、要綱第3条「組織」において、各関係機関から委員を出していただいておりますが、本年3月をもって、上六人部小学校と中六人部小学校の2校が閉校になることに伴い、第8号「福知山市立小・中学校特別支援教育コーディネーター」の人数を31人から29人に変更します。

また、第4号「福知山市立くりのみ園」の名称が「福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ園」に変更されておりますので、今回、整理し名称を変更します。

なお、施行期日は平成30年4月1日とします。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。